

高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高畠町建築物耐震改修促進計画（平成22年3月制定）により木造住宅の耐震改修の促進を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、山形県地域住宅計画（平成22年2月制定）に基づき町内建築業者等を利用して耐震改修工事又は減災対策工事を行う場合において、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物のうち、主要構造部が木造である3階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断をいう。
- (3) 耐震診断士 高畠町木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、高畠町木造住宅耐震診断士登録名簿に登録されている者をいう。
- (4) 評点 耐震診断により算出された、耐震性の指標をいう。
- (5) 耐震改修工事 別表第1に掲げる工事内容であって、次条に定める要件に該当するものをいう。
- (6) 減災対策工事 別表第2から別表第4までに掲げる工事であって、次条に定める要件に該当するものをいう。
- (7) 町内建築業者 高畠町内に事業所、支店若しくは営業所を有し、高畠町に町税等を納付している法人又は個人の建築業者をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）別表第1から別表第4までに掲げる工事内容のうち、いずれかひとつの工事であること。
- （2）町内建築業者と工事請負契約を締結する耐震改修工事又は減災対策工事（別表第4の工事を除く。）であること。
- （3）耐震改修計画及び設計は、耐震診断士が作成していること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）登記簿に記載されている対象住宅の所有者であること。ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者とする。
- （2）本町の固定資産税課税台帳に登録されている対象住宅の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人であること。
- （3）対象住宅に自ら居住していること。
- （4）補助対象者及び世帯員全ての者並びに補助対象工事を行う町内建築業者に町税等の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものの合計額とし、補助金の申請年度内に事業完了が見込まれるものとする。ただし、この事業の補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

- （1）耐震改修及び減災対策工事費
- （2）耐震改修及び減災対策工事を行うために必要となる既存の撤去及び復旧に要する工事費
- （3）耐震改修及び減災対策工事に係る設計費
- （4）耐震改修及び減災対策工事に係る工事監理費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のうちいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 耐震改修工事 補助対象経費の5分の4に相当する額とし、120万円を上限とする。

(2) 減災対策工事 補助対象経費の5分の4に相当する額とし、30万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前までに町長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修及び減災対策工事前の評点が1.0未満であることを示す診断結果報告書等（別表第2に掲げる工事を施工する場合は0.7未満）

(2) 耐震改修及び減災対策工事後の評点が別表第1から別表第3までに適合することを示す耐震診断書

(3) 耐震診断士による補助対象工事計画及び設計書等

(4) 補助対象工事の着手前の写真

(5) 補助対象工事に係る見積書の写し（補助対象経費に係る部分）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請内容の変更及び承認)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請内容を変更又は取下げしようとするときは、速やかに高畠町木造住宅耐震改修等事

業補助金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）により、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象工事の施工箇所の写真（施工中、完了後）
- （2）補助対象工事に係る契約書等の写し
- （3）補助対象工事に係る領収書等の写し
- （4）前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった年度の2月末日とする。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金取消通知書（別記様式第8号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規程に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

別表第1 (耐震改修工事)

1-1 耐震診断の結果に基づき、評点が1.0未満の住宅を1.0以上に上げる改修工事

別表第2 (減災対策工事【簡易耐震改修工事】)

2-1 耐震診断の結果に基づき、評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上げる改修工事
--

別表第3 (減災対策工事【簡易耐震改修工事】)

3-1 耐震診断の結果に基づき、評点が1.0未満の住宅を、1階のみ1.0以上に上げる改修工事
--

3-2 耐震診断の結果に基づき、評点が1.0未満の住宅を、主要な居室等に特化して、別に定める技術基準に適合させる改修工事
--

3-3 耐震診断の結果に基づき、住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する 改修工事
--

注) 3-3を除き、改修後の評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第4 (減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】)

4-1 耐震診断の結果に基づき、評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設 置する工事
--

4-2 耐震診断の結果に基づき、評点が1.0未満の住宅内に、耐震シェルターを設 置する工事
--

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る

注) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によら
ず、令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した
旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」で示された
「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができ
る。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。

高島町木造住宅耐震改修等事業補助金交付規程における
「部分耐震改修工事に係る技術基準」

(目的)

第1条 高島町木造住宅耐震改修等事業補助金交付規程別表第3に基づき行う、主要な居室等に特化して行う改修工事で、地震により圧壊に至らず、生存できる空間の確保が可能と考えられる性能（以下、「部分耐震性能」）を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号及び規程に定めるところによる。

- (1) 主要な居室等 寝室や居間など滞在時間が長い居室を含む壁構面に囲まれた範囲で、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する1階にある部分をいう。
- (2) 部分評点 別途定める計算方法により算出した、住宅の主要な居室等の耐震性の評価をいう。
- (3) 家具等 タンス・食器棚等の家具類及び冷蔵庫等の電気製品等で、高さが主要な居室等の床面から1.2メートル以上のものをいう。
- (4) 家具等の転倒防止対策 地震による家具等の転倒を防止する対策をいう。
- (5) 改修 第3条に規定する部分耐震性能を有する住宅とするために行う工事をいう。

(部分耐震性能)

第3条 部分耐震性能を有する住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要な居室等の部分評点が1.5以上であること。
- (2) 改修を行う場合は、改修後に改修前の評点を下回らないこと。
- (3) 主要な居室等において、家具等の転倒防止対策が施されていること。

(適用範囲)

第4条 この基準は、町内に存する耐震診断の適用が可能な既存の住宅において、適用する。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金交付規程における
部分耐震改修工事に係る技術基準に基づく「部分評点の計算方法」

(総則)

本書は、「高畠町住宅耐震改修等事業費補助金交付規程における部分耐震改修工事に係る技術基準」に規定する「部分評点」の計算方法及びその他関係事項を定めるものである。

(計算の概要)

主要な居室等を構成する壁構面において囲まれたX方向及びY方向について、当該部分の面積に応じた地震に対する必要耐力及び保有耐力を算出し、その最小値を主要な居室等の部分評点とする。ただし、連続した複数の室で主要な居室等とする場合は、これらの複数の室を一として部分評点を算出する。

(計算の条件)

- 1 必要耐力の算定は、耐震診断における一般診断法（精算法）に準じて行う。
- 2 改修工事を行う構面の保有耐力の算定は、劣化低減係数（D）を0.9とする。
※この際、当該構面を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。
- 3 精密診断法1による算定は、日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」による。

(計算の実施)

別添、「部分評点計算シート」による

(計算の流れ)

- 1 部分評点を計算する主要な居室等を設定する。
- 2 主要な居室等の面積、耐震診断条件から、主要な居室等の「部分必要耐力」を算出する。
- 3 主要な居室等の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から「部分保有耐力」を算出する。
- 4 部分評点を算出する。
$$\text{部分評点} = \text{「部分保有耐力」} \div \text{「部分必要耐力」}$$

(判定)

部分耐震性能に必要な条件

部分評点 $\geq$ 1.5